特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、国民健康保険に関する事務において本評価書に記載する対策を厳格に講ずることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	国民健康保険事務では事務の一部を外部業者に委託している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいる。

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年10月26日

［令和7年5月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2） 変更箇所

Ⅰ　基本情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容	国民健康保険法等の規定に基づき、保険料を賦課・徴収し、保険給付を行い、その他健康増進のための事業を実施し、地域住民の健康の保持・増進に寄与する。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一項番30に規定された事務について個人番号を利用する。 ①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険資格確認書等の発行に関する事務 ③国民健康保険料の計算、賦課及び減免に関する事務 ④国民健康保険料等の収納に関する事務 ⑤国民健康保険料等の滞納処分に関する事務 ⑥国民健康保険の給付に関する事務 ⑦一部負担金の減免に関する事務 ⑧第三者行為、不当・不正利得等に関する事務 ⑨特定健診等の保健事業に関する事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、オンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(以下「DX審査支払機構」という。)」(以下「DX審査支払機構等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同してDX審査支払機構等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及びDX審査支払機構(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、DX審査支払機構が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等　事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 公金給付支給等口座情報の照会・回答 ・国保給付等の公金受取口座での受取希望が生じた都度、公金受取口座情報を得るため、照会し回答を得る。 ・公金受取口座を登録することにより、区民が区に給付金等の申請をする際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となる。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	＜資格・賦課＞ ・資格取得／喪失機能 社会保険離脱／加入等の異動発生時に、国保資格の取得／喪失処理を行う。 ・世帯変更機能 世帯合併等の異動発生時に、世帯変更処理を行う。 ・資格照会機能 国保世帯の構成員情報、世帯主履歴、被保履歴、異動履歴、証交付履歴の画面照会を行う。 ・資格変更機能 資格区分の変更、資格情報の修正等の処理を行う。 ・資格確認書関連機能 資格確認書、滞納短期証、資格証明書、高齢受給者証等の出力／回収処理を行う。 ・賦課処理機能 賦課計算、納入通知書出力、減免情報の入力、徴収方法変更等の処理を行う。 ・賦課照会機能 国保世帯の賦課根拠と、賦課額及び期別賦課額等の賦課情報の照会を行う。 ＜収納＞ ・調定情報管理機能 賦課異動情報を取り込み、調定情報を登録・更新する。 ・収入金管理機能 窓口徴収、コンビニ収納データ、金融機関の入金情報を元に消込処理を行う。 ・口座振替管理機能 口座振替を希望する住民の口座から、金融機関送付用のデータ作成、各種帳票の作成を行う。 ・収納情報管理機能 納付義務者の収納状況表示、納付証明書の発行を行う。 ・過誤納管理機能 過誤納データを元に過誤納金の充当・還付処理を行う。 ・督促管理機能 督促状の発行、発行停止等の処理を行う。 ・返戻・公示機能 住所不明などの返戻情報を入力し、公示送達処理を行う。 ＜滞納＞ ・滞納情報照会機能 滞納者の検索及び滞納情報、処分情報を照会する。 ・滞納情報管理機能 滞納者整理状況、滞納者把握情報を管理する。 ・催告管理機能 滞納者に対する催告書券納付書を出力する。 ・滞納整理情報管理機能 滞納者の整理情報（繰上徴収・納付委託・分割納付・徴収猶予・延滞金減免）を登録・管理する。 ・滞納処分管理機能 滞納者に対する処分の停止、時効の中断登録・管理を行う。 ・換価・配当管理機能 公売対象の財産情報、公売対象財産の換価後配当金の計算、滞納金額への充当処理を行う。 ・不納欠損管理機能 時効予定者、不納欠損者の登録管理を行う。 ＜給付＞ ・レセプト処理機能 連合会レセプト情報及び柔整分審査結果情報の登録・更新を行う。 ・療養費処理機能 療養費申請書類出力、申請受付、支給処理を行う。 ・高額療養費処理機能 高額療養費の計算、申請書の出力、支給処理を行う。 ・出産育児葬祭費処理機能 出産育児一時金、出産育児受取代理、出産育児直接支払、葬祭費の通知、申請受付、支給処理を行う。 ・証処理機能 減額認定証、特定疾病受領証の登録更新、特定疾患対象者の登録・更新を行う。 ・不当利得処理機能 不当給付の通知、納付書、督促状、催告書出力処理を行う。 ・第三者行為処理機能 第三者行為に該当する給付の申請受付、支給を行う。 ・差額処理機能 差額支給申請書の出力、窓口での申請受付、支給処理を行う。 ・貸付処理機能 高額療養費、出産育児一時金の貸付申請受付、支給処理を行う。

③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	＜宛名管理＞ ・住登外者の登録・変更・削除を行う。住登者の連絡先、個人番号の管理を行う。 ・住登者、住登外者に対する送付先・納税管理人・相続人・破産管財人の登録・変更・削除を業務別に行う。 ・住登者、住登外者に特記事項がある場合に利用する記事情報の登録・変更・削除を業務別に行う。 ・同一人物で違う宛名番号を持つものを関連元・関連先として関連付ける。また、関連付けたものを解除する。 ＜宛名照会＞ ・住登者、住登外者の即時検索処理を行う。 ・個人に対して設定している送付先情報、納税管理人情報、相続人情報、破産管財人情報、被納管人・被相続人等情報、関連宛名情報、記事情報の最新と履歴の照会を行う。 ＜納期限管理＞ ・税目ごと、年度ごとの納期限情報の登録・変更・削除を行う。 ＜納付管理＞ ・口座の管理を行う上で必要となる金融機関情報の登録・変更・削除・表示を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム3	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	個人住民税照会機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（課税イメージ管理システム、国税連携処理システム、eLTAXポータルシステム、証明書自動交付システム）
システム4	
①システムの名称	システム共通基盤
②システムの機能	【団体内統合宛名管理システム（共通宛名）】 1　宛名管理機能 住民記録システムから取得した住記データを、統合宛名DBに反映を行う。 2　団体内宛名番号の付番機能 　個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 3　団体内宛名番号の変更機能 　個人番号が同一で複数の団体内統合宛名番号が付番されていた場合の、団体内統合宛名番号の変更を行う。 4　符号管理機能 符号取得要求、符号取得依頼受信等を行う。 【住民情報・年金特徴情報照会システム】 1　住民情報照会機能：住民登録者の住民記録情報を照会する。

③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム5	
①システムの名称	中間サーバー連携システム
②システムの機能	1　情報提供機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー　）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1　符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2　情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3　情報提供機能 情報提供ネットワークを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4　既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、番号連携サーバーとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5　情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6　情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7　データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8　セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。 9　職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10　システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

システム7	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	・受診情報・通知送付履歴等の照会 ・健診対象者の抽出 ・各種帳票の出力 ・各種健診結果のエラーチェック及び登録（手入力、パンチデータ取り込み） ・健診等委託料の計算処理 ・統計分析機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　）

システム8	
①システムの名称	国保総合システム及び国保情報集約システム
②システムの機能	1．資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 区市町村の国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを区市町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、区市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の区市町村間を転居した場合、転出区市町村と転入区市町村の適用終了日（転出）と適用開始日（転入）の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当区市町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 2．高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 区市町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地区市町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地区市町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地区市町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地区市町村高額該当情報データ)を作成し、転入地区市町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 3．オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供　（詳細は別添1を参照） (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(＊)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 ＊ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　）

システム9	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わないが、被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 (ⅰ)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ⅱ)被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 (ⅲ)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能についてはDX審査支払機構が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (ⅰ)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ⅱ)情報照会 及び (ⅲ)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (ⅳ)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能についてはDX審査支払機構が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (3)本人確認事務に係る機能 (ⅰ)個人番号取得 及び (ⅱ)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等　[ ] 税務システム [○] その他 (国保情報集約システム)
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険ファイル

4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一　第30項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第24条 3　港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）　第4条別表第二第24項 4　オンライン資格確認の準備業務 ・番号法　第9条第1項（利用範囲） 　別表　項番44 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9　別表第1項番73の2（J-LIS照会による本人確認）

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報照会の根拠）第69項、第70項 （情報提供の根拠）第2項、第3項、第6項、第13項、第20の2項、第27項、第42項、第48項、第55の2項、第56項、第65項、第69項、第70項、第81項、第83項、第87項、第95の2項、第115項、第125項、第131項、第141項、第158項、第161項、第164項、第165項、第166項、第173項、第173の2項 2　オンライン資格確認の準備業務 ・番号法　第9条第1項（利用範囲） 　別表　項番44 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	

6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉支援部　国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

7. 他の評価実施機関
-

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		国民健康保険資格を有した住民及びその世帯主のうち、個人番号を有する者
	その必要性	被保険者の資格情報、所得情報、給付情報等を正確かつ効率的に管理するため、国民健康保険対象者の特定個人情報を管理する必要がある。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等） [　] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[○] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（　公金受取口座情報　）
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報（宛名番号）：本人確認を正確に行うために必要 ・4情報：保険料賦課を正確に行うために必要 ・地方税関係情報、年金関係情報、介護・高齢者福祉関係情報：保険料計算や限度額認定に必要 ・医療保険関係情報：社会保険の資格加入・喪失日を確認し、被保険者証を発行するために必要 ・生活保護・社会福祉関係情報：生活保護の加入・脱退を確認し、資格の取得・喪失事務を行うために必要 ・健康・医療関係情報：特定健診等の情報の管理・保健指導対象の抽出に必要 ・公金受取人払情報：給付金等振込みにおいて必要
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年12月
⑥事務担当部署		保健福祉支援部　国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 税務課　介護保険課　各地区総合支所区民課　生活福祉調整課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 日本年金機構、医療保険者　デジタル庁 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他区市町村、後期高齢者医療広域連合 ） [　] 民間事業者 （ ） [○] その他 （ 東京都国民健康保険団体連合会 ）
②入手方法		[○] 紙　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　] フラッシュメモリ [　] 電子メール　[○] 専用線　[　] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [　] その他 （ ）
③使用目的 ※		国民健康保険に関する事務及びそれに付帯する事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	保健福祉支援部　国保年金課 芝地区総合支所区民課 麻布地区総合支所区民課 赤坂地区総合支所区民課 高輪地区総合支所区民課 芝浦港南地区総合支所区民課 みなと保健所健康推進課
	使用者数	[　100人以上500人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		国民健康保険業務に関する以下の事務において使用する。 （資格賦課管理） ①被保険者資格の得喪の認定 ②保険料計算及び賦課 ③資格情報の照会 ④賦課計算および納入通知書の出力、減免処理 ⑤賦課情報の照会 （収納管理） ①入金情報の消込処理 ②保険料の口座振替のための、金融機関送付データ作成、帳票の印刷 ③収納情報の照会 ④過誤納金の充当・還付 ⑤督促状の発行、発行停止 （滞納整理） ①滞納者に対する催告書券納付書の出力 ②滞納者に対する処分、処分の停止、時効の中断 ③公売対象財産の換価後配当金の計算、滞納金額への充当 ④滞納情報、処分情報の照会 （給付管理） ①療養費、高額療養費、出産育児葬祭費の申請受付、審査、応答 ②不当給付の通知、納付書、督促状、催告書の出力 ③第三者行為に該当する給付の申請受付、審査、応答 ④差額支給申請の受付、審査、応答 ⑤高額療養費、出産育児一時金の貸付申請受付、審査、応答 ⑥結核・精神医療給付金の受給者証の出力/回収 （保健事業） ①特定健診・特定保健指導対象者の抽出、受診券・利用券の出力 ②受診状況・健診結果の管理 ③受診者情報の管理・照会 また、番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定された情報連携を実施するために使用する。

	情報の突合	・特定個人情報の正確性維持のために、既存住基システムから個人番号を連携すると共に、宛名番号による突合を行う。 ・保険料計算および賦課の実施を目的として、地方税関係情報と申請情報を宛名番号を用いて突合し、所得額を確認する。 ・国保情報集約システムで管理する被保険者資格等の4情報と、国民健康保険ファイルが保有する被保険者資格等の4情報を突合して個人特定を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 9 ） 件
委託事項1		国民健康保険システムの保守、運用
①委託内容		国民健康保険システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査回答等
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、区と委託先で再委託の内容について協議のうえ、再受託者に当該委託契約書に記載された個人情報保護に関する特記事項を遵守させるとともに、再受託事業者名、従事者名簿、内容を区に事前に通知し、その承認を得ることを契約の条件としている。
再委託	⑥再委託事項	システム運用状況の管理、バッチジョブ運用、リハーサル支援、障害発生時の対応支援等
委託事項2～5		
委託事項2		システム共通基盤の保守委託
①委託内容		システム共通基盤の保守作業
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社 日立システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、区と委託先で再委託の内容について協議のうえ、再受託者に当該委託契約書に記載された個人情報保護に関する特記事項を遵守させるとともに、再受託事業者名、従事者名簿、内容を区に事前に通知し、その承認を得ることを契約の条件としている。
再委託	⑥再委託事項	システム共通基盤の保守作業
委託事項3		システム運用にかかるオペレーション業務委託
①委託内容		ジョブスケジューリングやバッチ処理監視、帳票印刷等のシステム運用作業等
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社 日立システムズ

再委託	④再委託の有無 ※	[　　再委託する　　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、区と委託先で再委託の内容について協議のうえ、再受託者に当該委託契約書に記載された個人情報保護に関する特記事項を遵守させるとともに、再受託事業者名、従事者名簿、内容を区に事前に通知し、その承認を得ることを契約の条件としている。
	⑥再委託事項	ジョブスケジューリングや帳票印刷、アクセスログ開示請求運用等のシステム運用作業等
委託事項4		中間サーバー連携システムの保守・運用
①委託内容		中間サーバー連携システムの保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業等
②委託先における取扱者数		[　　10人以上50人未満　　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		株式会社　日立システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	[　　再委託する　　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、区と委託先で再委託の内容について協議のうえ、再受託者に当該委託契約書に記載された個人情報保護に関する特記事項を遵守させるとともに、再受託事業者名、従事者名簿、内容を区に事前に通知し、その承認を得ることを契約の条件としている。
	⑥再委託事項	中間サーバー連携システムの保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業等
委託事項5		健康管理システムの保守・改修業務
①委託内容		健康管理システムの保守・改修業務を、開発業者へ委託している。
②委託先における取扱者数		[　　10人未満　　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		株式会社 両備システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	[　　再委託しない　　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項6		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。
②委託先における取扱者数		[　　10人以上50人未満　　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上

③委託先名		東京都国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	[　　再委託する　　]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、区と委託先で再委託の内容について協議のうえ、再受託者に当該委託契約書に記載された個人情報保護に関する特記事項を遵守させるとともに、再受託事業者名、従事者名簿、内容を区に事前に通知し、その承認を得ることを契約の条件としている。
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部（バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録など。
委託事項7		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理および個人情報の紐づけが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会などを行う。
②委託先における取扱者数		[　　10人以上50人未満　　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		東京都国民健康保険団体連合会 （東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する。）
再委託	④再委託の有無 ※	[　　再委託する　　]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 （国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用･保守業務」を含む）
委託事項8		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②委託先における取扱者数		[　　10人以上50人未満　　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		DX審査支払機構

再委託	④再委託の有無 ※	[　　再委託する　　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用･保守業務
委託事項9		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等) 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・特定個人情報ファイル全体 対象となる本人の範囲 ・被保険者：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 ＊国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう その妥当性 ・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の　世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号）第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのもののには、個人番号を用いない。
②委託先における取扱者数		[　　10人以上50人未満　　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※	[　　再委託する　　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て

委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 22 ）件 [○] 移転を行っている （ 1 ）件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者（別紙1参照）
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された医療保険給付関係情報又は保険料の徴収に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	芝地区総合支所 麻布地区総合支所 赤坂地区総合支所 高輪地区総合支所 芝浦港南地区総合支所 保健福祉支援部 みなと保健所 子ども家庭支援部
①法令上の根拠	番号法第9条及び別表、港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条に規定する事務の効率化に利用
②移転先における用途	区の運用する各業務システムにて、住民票関連情報又は医療給付関連情報として利用する。
③移転する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された医療保険給付関係情報又は保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者

⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[○] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6．特定個人情報の保管・消去	
保管場所　※	＜区における措置＞ データセンターにおいて特定個人情報を保管し以下対策を実施。 外部進入防止：外周赤外線センサー監視　24時間有人監視　監視カメラ 入退館（室）管理：管理ICカードによる入館管理　管理ICカード＋静脈認証による共づれ防止入退室管理 不正持込・持ち出し防止：所持品検査　センター職員によるラック開閉管理 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7．備考	
－	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

国民健康保険ファイル

①資格賦課管理

＜宛名情報＞
宛名番号　個人番号　法人番号　世帯番号
氏名情報　生年月日　性別　続柄
住民となった年月日　住民となった届出年月日　住民となった事由
住民区分（日本人・外国人）　世帯主情報
現住所情報　住所を定めた年月日　住所を定めた届出年月日
前住所情報　転入元住所情報　転出先住所情報
本籍・筆頭者情報　消除情報
国籍　在留カード等の番号　在留資格情報　通称　資格確認書等発行情報
処理停止情報　送付先情報　送付先履歴情報
相続人情報　相続人続柄情報　相続人履歴情報
納税管理人情報　納税管理人履歴情報　記事情報　連絡先情報
破産管財人情報　破産管財人履歴情報　口座情報（公金受取口座情報含む）

＜資格情報＞
宛名番号　記号番号
資格確認書番号　記号番号開始日、記号番号終了日
資格取得情報（取得日、届出日、取得事由）
資格喪失情報（喪失日、届出日、喪失事由）
資格異動情報（異動日、届出日、異動事由）
退職者受給情報（退職資格該当日、退職資格非該当日、退職裁定日、退職受給発生年月）
世帯情報　世帯主情報　世帯被保情報　世帯メモ情報
退職該当情報　学遠該当情報　老健該当情報　施設入所情報
個人証情報　高齢受給者証情報
社保情報　介護適用除外情報　世帯負担割合情報　個人負担割合情報
滞納証情報　世帯被保年齢判定情報
旧国保被保険者情報　特定同一世帯所属者異動連絡票情報　旧被扶養者情報　旧被扶養者異動連絡票情報
非自発的失業者情報
資格適用開始情報（適用開始日、届出日、適用開始事由）
資格適用終了情報（適用終了日、届出日、適用終了事由）

＜資格履歴情報＞
世帯履歴情報　世帯主履歴情報　世帯被保履歴情報
退職該当履歴情報　学遠該当履歴情報　老健該当履歴情報　施設入所履歴情報
介護適用除外履歴情報　世帯負担割合履歴情報　滞納証履歴情報
特定健診被保険者マスタ情報　被保険者マスタ情報

＜賦課情報＞
宛名番号　記号番号　課税年度（相当年度）　調定年度（賦課年度）
基礎所得割額、基礎均等割額、基礎年税額、基礎減免額、基礎納付額
基礎退職所得割額、基礎退職均等割額、基礎退職年税額、基礎退職減免額、基礎退職納付額
支援所得割額、支援均等割額、支援年税額、支援減免額、支援納付額
支援退職所得割額、支援退職均等割額、支援退職年税額、支援退職減免額、支援退職納付額
介護所得割額、介護均等割額、介護年税額、介護減免額、介護納付額
介護退職所得割額、介護退職均等割額、介護退職年税額、介護退職減免額、介護退職納付額
子育て所得割額、子育て均等割額、子育て年税額、子育て減免額、子育て納付額
子育て退職所得割額、子育て退職均等割額、子育て退職年税額、子育て退職減免額、子育て退職納付額
期別賦課情報（月期別の賦課情報）賦課被保情報（賦課時点の月別資格情報）
国保所得情報 減免情報 軽減情報
年金受給者情報 年金連携情報 年金連携履歴情報
仮徴収情報

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名

国民健康保険ファイル

2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク：　目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	・申請時には本人及び代理人の確認を徹底する。 ・申請書等の記載項目は必要最低限とする。 ・不必要な書類は受理しない。 ・職員等に対する教育、マニュアル等の整備を行う。 ＜住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞ ・必要な情報以外は入手できないようにシステム上制約されている。 ・専用回線を利用しており、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失することを防止している。 　また、操作職員をシステム的に限定してID等によりログインするため、個人情報の不正取得が行われることはない。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

[不適切な方法で入手が行われるリスク]
・不適切な情報収集をしないよう職員に対する教育を行う。
・申請書等の記載内容は必要最低限とし、不必要な書類は受理しない。
＜国保連合会からの入手＞
・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。
[入手した特定個人情報が不正確であるリスク]
・申請等の受理の際には、本人又は代理人の本人確認書類の確認を行う。
・システムでの入力を行う際は、氏名、住所、生年月日、性別等で本人確認を行う。
・資格確認書、通知等の発送にあたっては住民票上の住所地以外へは原則として送付しない。
＜国保連合会からの入手＞
・国保連合会から配信される被保険者情報については、送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を職員が確認している。
・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を職員が確認している。
[入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク]
・申請書、帳票等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、当区の規程により定められる期間、施錠して保管する。
・国民健康保険システムを利用するには、ICカードとパスワードによるログインが必要で、対象業務の職員以外に権限を与えていない。
＜国保連合会からの入手＞
・国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。
・国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。
・国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。
・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が保存されることにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

3. 特定個人情報の使用

リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号を照会するのは、国保システムの宛名情報に限られ、あらかじめ照会できる権限を与えられたユーザー以外は照会できない。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUI（グラフィカルユーザインタフェース＊）によるデータ抽出機能は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 ・個人番号等を保持するテーブルと住民情報等を保持するテーブルは別となっており、個人番号を使用しない事務では個人番号を保持するテーブルにアクセスしない仕組みとなっている。 ＊：ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	［　行っている　］ ＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない	
	具体的な管理方法	・システムの利用可能な職員を特定し、ICカードとパスワードによる認証を行う。
その他の措置の内容	・人事異動等により権限変更が生じた場合には、人事システムからデータ連携を行い、速やかに更新を行う。 ・管理担当者以外の者がアクセスできないよう設定したシステム利用履歴(ログ)を7年間保存している。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることや、ログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。	
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている	

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
[特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク] ・業務端末上の記憶領域やファイルサーバへ、業務システムの特定個人情報を複製・保管できないようシステムで制御している。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる仕組みになっている。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・区市町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 [従業者が事務外で使用するリスク] ・個人情報保護や取扱いについて職員のセキュリティ意識を高めるため、区のセキュリティポリシー・事故事例や対応方法の解説等を行う情報セキュリティ研修の受講（年1回）とe-ラーニングの実施（年2回）を全職員に義務付けている。 ・情報セキュリティ研修等を通して、アクセスログが確実に記録されていること等についても、従業者に周知徹底している。また、個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合、4年以下の懲役若しくはは200万円以下の罰金又はその併科の罰則が適用されるなど、「個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護関係法令と比較して2倍の量刑となっている。職員に対して、これらの罰則規定の存在も含め、特定個人情報を取り扱うことの重要性等を繰り返し周知することで、特定個人情報の保護を徹底している。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	規定の内容	・データの秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の指示された目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・特定個人情報の安全管理体制報告の義務に関する事項 ・事故発生時及び定期的な報告の義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 ・その他データの保護に関し必要な事項 ・前記各事項の定めに違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 情報保護管理体制の確認 港区情報安全対策指針に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。 ・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設および設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等) ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的制限方法 ＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
	具体的な方法	・許可のない再委託は禁止 ・委託先と同等のリスク対策を実施する。 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ（OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
その他の措置の内容		―
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
[情報保護管理体制の確認] ・業者選定時に選定基準を設定し、委託先の社会的信用と能力を確認する。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること [特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限] ・作業者を限定するために、委託業者の従事者名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 ＜取りまとめ機関における措置＞ ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」 及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　定めている　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で定められた事項、港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例、港区情報公開条例及び港区個人情報保護条例に従い事務処理マニュアルを定め、体制を整備する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
[不適切な方法で提供・移転が行われるリスク] ・情報の移転については、移転の記録が残る庁内連携システムを通して行うことで、不適切な移転を防止する。 ・他市区町村への情報提供については、情報提供ネットワーク接続用の端末でしか操作できず、また権限を持った職員しか操作できない仕組みとしている。 [誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク] ・庁内連携では、番号法及び番号条例で規定された実施機関の対象事務のみ照会可能となっている。 ・庁内連携では、本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、限定された情報のみ照会対象としている。 ・移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）　[　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を防ぐ仕組になっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した利用特定個人情報の提供に係る情報照会者等、事務及び利用特定個人情報を一覧化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1．情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2．情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3．特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、きわめて慎重に取り扱うべき特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4．中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を防ぐ仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1．中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を防ぐ仕組みになっている。 2．情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 3．中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 4．中間サーバーと団体については仮想専用回線の技術を利用して外部からの侵入や外部への情報流出を防ぎ、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 5．中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 6．特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1）発生あり 2）発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

[保管に対する措置]
・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。
・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。
・サーバー室内に設置したサーバは、全て鍵付のサーバーラックに設置している。
・監視設備として監視カメラ等を設置している。
・入退館(室)管理として、管理用 ICカードと手の甲静脈認証による要員(事務従事者)特定や、共連れ(権限のある者が開錠した扉から権限のない者が入室すること)防止及び要員の位置情報把握などの機能を有する要員所在管理システムにより、複数の対策を講じている。
[消去に対する措置]
・紙文書は、溶解またはシュレッダー処分を行う。
・サーバー、端末(パソコン)、記録媒体等の情報資産を廃棄する場合は、次の2段階での廃棄処理を行っている。
①記録媒体等は、データ消去ソフトウエアによるデータ消去及び電磁気破壊を行い、データを復元できない状態としている。
また、記録媒体のシリアルナンバーを明記した消去証明書を5年間保管している。
②上記の処理を行った記録媒体は、職員の立会の下で、産業廃棄物処理事業者が破砕処理等の物理破壊を行い、破壊したものの写真を添付のうえ、マニフェスト(産業廃棄物処理伝票)を提出させる。

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[ ] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	・職員及び事業所派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を毎年義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約で区と同等の安全管理措置を求めており、従事者に対する個人情報保護に関する研修の実施や秘密保持契約の締結を義務付けている。 ・セキュリティ研修については、当該事務に着任時に行う他、研修1回と自己点検2回を毎年実施。特定個人情報の不適切な扱いは重い罰則が規定されているため、研修は具体的かつ丁寧に実施予定。 ・正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はその併科の罰則が適用されるなど、従来の個人情報保護関係法令と比較して2倍の量刑となっており、こうした罰則規定も含め、特定個人情報を取り扱うことの重要性を従業者に繰り返し周知する。 ＜国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発＞ ・教育事項：国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度：年間1回程度 ・教育方法：集合教育 ・教育対象：職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である東京都国民健康保険団体連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。	

10. その他のリスク対策

＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞
中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの軽減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜区における措置＞
①区では情報処理システム導入当初より業務用端末の外部接続を禁止しており、業務用端末はインターネットに接続していない。
②住民基本台帳ネットワークや公的個人認証などの先行している全国規模のシステムの例にならい、内部監査チェックリスト及びセキュリティ自己点検チェックリストを用いて、特定個人情報を取扱う従事者全員が定期的に点検作業を行う。

＜取りまとめ機関における措置＞
・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」 の特定個人情報保護評価を実施している。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 保健福祉支援部　国保年金課
②請求方法	開示、訂正等を請求する自己の個人情報を保有している所管課の窓口で相談し、必要事項を記入した指定様式による書面を提出する。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	保健福祉支援部　国保年金課　事業係、資格保険料係、収納相談支援係、給付係 電話番号　03-3578-2111　内線2636、2643、2650、2640
②対応方法	問合せを受けた場合は、問合せ内容と対応経過について記録を残す。 情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、関係機関と連携して対処する。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年6月21日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	実施せず
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	2023/12/18
②方法	港区情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問
③結果	特に問題は認められない旨の答申

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅰ基本情報　6..評価実施機関における担当部署　②所属長	国保年金課長　関本　哲郎	国保年金課長　鳥居　誠之	事後	4月1日付人事異動のため
平成30年5月21日	（別添1）ファイル記録項目（資格賦課）	＜資格情報＞ 略	＜資格情報＞ 略 資格適用開始情報（適用開始日、届出日、適用開始事由） 資格適用終了情報（適用終了日、届出日、適用終了事由）	事後	項目を追加
平成30年5月21日	Ⅳ開示請求、問合せ　2　特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　①連絡先	資格係、収納係、収納推進担当 内線2636、2643、2647、2536、2640	資格保険料係、滞納整理係 内線2636、2643、2536、2640	事後	4月1日付組織改正のため
平成31年4月1日	平成30年5月版様式3に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	Ⅰ基本情報　6評価実施機関における担当部署②所属長の	国保年金課長　鳥居　誠之	国保年金課長	事後	氏名記載不要となったため
令和2年8月25日	Ⅰ基本情報 1.特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の内容	国民健康保険法等の規定に基づき、保険料を賦課・徴収し、保険給付を行い、その他健康増進のための事業を実施し、地域住民の健康の保持・増進に寄与する。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一項番30に規定された事務について個人番号を利用する。 ①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険被保険者証等の発行に関する事務 ③国民健康保険料の計算、賦課及び減免に関する事務 ④国民健康保険料等の収納に関する事務 ⑤国民健康保険料等の滞納処分に関する事務 ⑥国民健康保険の給付に関する事務 ⑦一部負担金の減免に関する事務 ⑧第三者行為、不当・不正利得等に関する事務 ⑨特定健診等の保健事業に関する事務	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、オンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、 機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	法令改正に伴う追加
令和2年8月25日	Ⅰ基本情報 1.特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の内容	同上	＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。） ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国　保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を　抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等　事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、　当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	法令改正に伴う追加
令和2年8月25日	Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	1、2　略	1、2　略 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供　（詳細は別添1を参照） (1)被保険者異動情報（資格情報（世帯）ファイル、資格情報（個人）ファイル）の送信市区町村の国保総合PCのファイル転送機能（＊）を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 ＊ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合（国保集約）システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合（国保集約）システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。	事前	法令改正に伴う追記
令和2年8月25日	Ⅰ基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム10　①システムの名称	（記載なし）	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	法令改正に伴う追記

令和2年8月25日	Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能	（記載なし）	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能（以下「本人確認事務に係る機能」という。）を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。	事前	法令改正に伴う追記
令和2年8月25日	Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	（記載なし）	(1)資格履歴管理事務に係る機能 （ⅰ）資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報（又はその一部）、資格情報及び各種証情報（個人番号含む。）を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 （ⅱ）オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 （ⅰ）機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。	事前	法令改正に伴う追記
令和2年8月25日	Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	（記載なし）	（ⅱ）情報照会 及び（ⅲ)情報提供（副本情報）(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供（副本情報）は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 （ⅳ）情報提供（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報（個人番号は含まない。）を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (3)本人確認事務に係る機能 （ⅰ）個人番号取得 及び（ⅱ）基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供（副本情報）は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。	事前	法令改正に伴う追記
令和2年8月25日	Ⅰ基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	1から3　略	1から3　略 4　オンライン資格確認の準備業務 ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	法令改正に伴う追記
令和2年8月25日	Ⅰ　基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令条上の根拠	1から2　略	1から2　略 3　オンライン資格確認の準備業務 ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	法令改正に伴う追記
令和2年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6　①委託内容	略	略 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う	事前	法令改正に伴う追記
令和2年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項7	（記載なし）	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務記載のとおり	事前	法令改正に伴う追記

令和2年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　委託事項8	（記載なし）	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務記載のとおり	事前	法令改正に伴う追記
令和2年8月25日	（別添1）特定個人情報ファイル記録項目	（記載なし）	＜「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務 　としての追加事項（予定）＞ ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号) ・券面記載の被保険者証記号 ・券面記載の被保険者証番号 ・券面記載の氏名（漢字） ・券面記載の氏名（漢字）の読み仮名 ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等（漢字） ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等（漢字）の読み仮名 ・被保険者証裏面への性別記載の有無 ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無 ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発	事前	法令改正に伴う追記
令和2年8月25日	Ⅲ　リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱の委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	・許可のない再委託は禁止 ・委託先と同等のリスク対策を実施する。	＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ（OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾	事前	法令改正に伴う追記
令和2年8月25日	Ⅲ　リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱の委託 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱い ・特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	[情報保護管理体制の確認] ・業者選定時に選定基準を設定し、委託先の社会的信用と能力を確認する。 ・情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)又は同等の国際規格の認証取得情報。 [特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限] ・作業者を限定するために、委託業者の従事者名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。	＜取りまとめ機関における措置＞ ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境　において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報　提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」 の特定個人情報保護評価を実施している。	事前	法令改正に伴う追記
令和2年8月25日	Ⅲ　リスク対策 10.その他のリスク対策	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜区における措置＞ ①区では情報処理システム導入当初より業務用端末の外部接続を禁止しており、業務用端末はインターネットに接続していない。 ②住民基本台帳ネットワークや公的個人認証などの先行している全国規模のシステムの例にならい、内部監査チェックリスト及びセキュリティ自己点検チェックリストを用いて、特定個人情報を取扱う従事者全員が定期的に点検作業を行う。	＜取りまとめ機関における措置＞ ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境　において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報　提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」 の特定個人情報保護評価を実施している。	事前	法令改正に伴う追記
令和2年11月11日	Ⅲ　リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	[消去に対する措置] ・サーバー、端末（パソコン）、記録媒体、紙文書等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。 ・紙文書は、溶解またはシュレッダー処分を行う。 ・電磁的な記録媒体は、破砕処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウエアによるデータ消去を行った上で廃棄する。 ・サーバー、パソコン等情報機器については、記録装置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウエアによるデータ消去を行う。 ・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。	[消去に対する措置] ・紙文書は、溶解またはシュレッダー処分を行う。 ・サーバー、端末（パソコン）、記録媒体等の情報資産を廃棄する場合は、次の2段階での廃棄処理を行っている。 ①記録媒体等は、データ消去ソフトウエアによるデータ消去及び電磁気破壊を行い、データを復元できない状態としている。 また、記録媒体のシリアルナンバーを明記した消去証明書を5年間保管している。 ②上記の処理を行った記録媒体は、職員の立会の下で、産業廃棄物処理事業者が破砕処理等の物理破壊を行い、破壊したものの写真を添付のうえ、マニフェスト（産業廃棄物処理伝票）を提	事後	記載内容の修正
令和3年6月30日	I 基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）	1　番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）	事前	番号法改正のため
令和3年6月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　3特定個人情報の入手・使用　⑤使用方法	また、番号法第19条第7号及び別表第二に規定された情報連携を実施するために使用する。	また、番号法第19条第8号及び別表第二に規定された情報連携を実施するために使用する。	事前	番号法改正のため

令和3年6月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号法改正のため
令和3年6月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ③移転する情報	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号法改正のため
令和5年2月8日	Ⅰ基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	略	前略 公金給付支給等口座情報の照会・回答 ・国保給付等の公金受取口座での受取希望が生じた都度、公金受取口座情報を得るため、照会し回答を得る。 ・公金受取口座を登録することにより、区民が区に給付金等の申請をする際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となる。	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。
令和5年2月8日	Ⅰ 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に置いての使用するシステム	略	前略 [○]情報提供ネットワークシステム	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。
令和5年2月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④記録される項目主な記録項目	略	前略 [○]その他 公金受取人口座情報	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。
令和5年2月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報④記録される項目 その妥当性	略	前略 ・公金受取人払情報:給付金等払込みにおいて必要	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。
令和5年2月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構、医療保険者)	[○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構、医療保険者、デジタル庁)	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。
令和5年2月8日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 国民健康保険ファイル ①資格賦課管理	<宛名情報> 口座情報	<宛名情報> 口座情報(公金受取口座情報含む)	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。
令和5年2月8日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 国民健康保険ファイル ②収納管理	<宛名情報> 口座情報	<宛名情報> 口座情報(公金受取口座情報含む)	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。
令和5年2月8日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 国民健康保険ファイル ③滞納整理	<宛名情報> 口座情報	<宛名情報> 口座情報(公金受取口座情報含む)	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。
令和5年2月8日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 国民健康保険ファイル ④給付管理	<宛名情報> 口座情報	<宛名情報> 口座情報(公金受取口座情報含む)	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。
令和5年6月21日	Ⅰ基本情報 4 個人番号の利用 法令上の根拠	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第11条の2第2項別表第二第24項	3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第二第24項	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条及び別表第一、港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例第11条の2に規定する事務の効率化に利	番号法第9条及び別表第一、港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条に規定する事務の効率化に利用	事後	条例改正のため
令和6年1月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	8	9	事前	国保総合(国保集約)システム機器更改に際し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について国民健康保
令和6年1月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 再委託 ⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き続き業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録など。	事前	国保総合(国保集約)システム機器更改に際し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について国民健康保険連合会が示した対策を記載
令和6年1月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	国保総合(国保集約)システム機器更改に際し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について国民健康保険連合会が示した対策を記載
令和6年1月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ①委託内容	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	国保総合(国保集約)システム機器更改に際し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について国民健康保険連合会が示した対策を記載
令和6年1月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ①委託内容	記載なし	取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・特定個人情報ファイル全体 対象となる本人の範囲 ・被保険者:都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 ＊国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう	事前	国保総合(国保集約)システム機器更改に際し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について国民健康保険連合会が示した対策を記載

令和6年1月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項9　①委託内容	記載なし	その妥当性 ・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号）第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事前	国保総合（国保集約）システム機器更改に際し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について国民健康保険連合会が示した対策を記載
令和6年1月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項9　②委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満	事前	国保総合（国保集約）システム機器更改に際し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について国民健康保険連合会が示した対策を記載
令和6年1月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項9　③委託先名	記載なし	東京都国民健康保険団体連合会 （東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する）	事前	国保総合（国保集約）システム機器更改に際し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について国民健康保険連合会が示した対策を記載
令和6年1月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項9　再委託　④再委託の有無	記載なし	再委託する	事前	国保総合（国保集約）システム機器更改に際し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について国民健康保険連合会が示した対策を記載
令和6年1月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項9　再委託　⑤再委託の許諾方法	記載なし	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。	事前	国保総合（国保集約）システム機器更改に際し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について国民健康保険連合会が示した対策を記載
令和6年1月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項9　再委託　⑤再委託の許諾方法	記載なし	国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	国保総合（国保集約）システム機器更改に際し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について国民健康保険連合会が示した対策を記載
令和6年1月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項9　再委託　⑥再委託事項	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	国保総合（国保集約）システム機器更改に際し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について国民健康保険連合会が示した対策を記載

令和6年1月31日	Ⅲリスク対策　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　リスク:委託先における不正な使用等のリスク　委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定　規定の内容	・データの秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の指示された目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・特定個人情報の安全管理体制報告の義務に関する事項 ・事故発生時及び定期的な報告の義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 ・その他データの保護に関し必要な事項 ・前記各事項の定めに違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	情報保護管理体制の確認 当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。 ・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設および設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等) ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的制限方法 ＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	事前	国保総合(国保集約)システム機器更改に際し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について国民健康保険連合会が示した対策を記載
令和6年1月31日	Ⅲリスク対策　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　リスク:委託先における不正な使用等のリスク　委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定　規定の内容	記載なし	特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法 ＜医療保険者等における資格履歴管理事務及び期間別符号取得等事務＞ ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際は、又は必要なタイミングでチェックを行う。 ＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で廃棄し、廃棄日時・廃棄方法を記録することを委託先に厳守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に厳守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に	事前	国保総合(国保集約)システム機器更改に際し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について国民健康保険連合会が示した対策を記載
令和6年1月31日	Ⅲリスク対策　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　リスク:委託先における不正な使用等のリスク　委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定　規定の内容	記載なし	・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に厳守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか関しすることを委託先に厳守させることとしている。 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール事業の確認方法 ＜クラウド移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で廃棄し、廃棄日時・廃棄方法を記録することを委託先に厳守させることとしている。	事前	国保総合(国保集約)システム機器更改に際し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について国民健康保険連合会が示した対策を記載
令和6年1月31日	Ⅲリスク対策　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　リスク:委託先における不正な使用等のリスク　再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保　具体的な方法	・許可のない再委託は禁止 ・委託先と同等のリスク対策を実施する。 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ（OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾	・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	国保総合(国保集約)システム機器更改に際し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について国民健康保険連合会が示した対策を記載

令和6年1月31日	Ⅲリスク対策　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　リスク:委託先における不正な使用等のリスク　再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保　具体的な方法	・記載なし	＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事前	国保総合(国保集約)システム機器更改に際し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について国民健康保険連合会が示した対策を記載
令和6年1月31日	Ⅲリスク対策　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　リスク:委託先における不正な使用等のリスク　再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保　具体的な方法	[情報保護管理体制の確認] ・略 ・情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)又は同等の国際規格の認証取得情報	[情報保護管理体制の確認] ・略 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること	事前	国保総合(国保集約)システム機器更改に際し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について国民健康保険連合会が示した対策を記載
令和6年1月31日	Ⅲリスク対策　10その他のリスク対策	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの軽減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	軽微な文言の修正
令和6年6月21日	「Ⅰ基本情報」「2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」「システム9」「②システムの機能」	なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。	なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わないが、被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性	事後	とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施するこ
令和6年6月21日	「Ⅰ基本情報」「2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」「システム9」「②システムの機能」	(1)資格履歴管理事務に係る機能 (ⅰ)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ⅱ)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。	(1)資格履歴管理事務に係る機能 (ⅰ)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ⅱ)被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 (ⅲ)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。	事後	とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その旨を追記。
令和6年6月21日	「Ⅰ基本情報」「4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由」「5.個人番号の利用※」「法令上の根拠」	4　オンライン資格確認の準備業務 ・番号法　第9条第1項(利用範囲) 別表第1　項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	4　オンライン資格確認の準備業務 ・番号利用法　第9条第1項(利用範囲) 別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9　別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	事後	とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会によ
令和6年6月21日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」「(2)国保資格ファイル」「4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項3」「①委託内容」	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理および個人番号の紐づけが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会などを行う。	事後	とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人
令和8年3月18日	新様式移行			事後	新様式移行

令和8年3月18日	Ⅰ　基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	4 オンライン資格確認の準備業務 ・番号法　第9条第1項(利用範囲) 　別表第1　項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	4 オンライン資格確認の準備業務 ・番号法　第9条第1項(利用範囲) 　別表第1　項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	番号法改正のため
令和8年3月18日	Ⅰ　基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報照会の根拠)第42項、第43項、第44項、第45項 (別表第二における情報提供の根拠)第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第17項、第22項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58項、第62項、第80項、第87項、第88項、第93項、第97項、第106項、第120項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (情報照会の根拠)第25条、第26条 (情報提供の根拠)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 3 オンライン資格確認の準備業務 ・番号法　第9条第1項(利用範囲) 　別表第1　項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報照会の根拠)第42項、第43項、第44項、第45項 (別表第二における情報提供の根拠)第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第17項、第22項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58項、第62項、第80項、第87項、第88項、第93項、第97項、第106項、第120項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (情報照会の根拠)第25条、第26条 (情報提供の根拠)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 3 オンライン資格確認の準備業務 ・番号法　第9条第1項(利用範囲) 　別表第1　項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	番号法改正のため
令和8年3月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	③受診者情報の管理・照会 また、番号法第19条第8号及び別表第二に規定された情報連携を実施するために使用する。	③受診者情報の管理・照会 また、番号法第19条第8号及び別表第二に規定された情報連携を実施するために使用する。	事後	番号法改正のため
令和8年3月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	番号法改正のため
令和8年3月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠番	番号法第19条第8号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	番号法改正のため
令和8年3月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二に定める各事務	番号法第19条第8号別表第二に定める各事務	事後	番号法改正のため
令和8年3月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ③提供する情報	番号法第19条第8号別表第二で規定された医療保険給付関係情報又は保険料の徴収に関する情報	番号法第19条第8号別表第二で規定された医療保険給付関係情報又は保険料の徴収に関する情報	事後	番号法改正のため
令和8年3月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条及び別表第一、港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条に規定する事務の効率化に利用	番号法第9条及び別表第一、港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条に規定する事務の効率化に利用	事後	番号法改正のため
令和8年3月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	番号法第19条第8号別表第二で規定された医療保険給付関係情報又は保険料の徴収に関する情報	番号法第19条第8号別表第二で規定された医療保険給付関係情報又は保険料の徴収に関する情報	事後	番号法改正のため
令和8年3月18日	Ⅲ　リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号法改正のため
令和8年3月18日	別紙1			事後	番号法改正反映の形式的な修正のため
令和8年6月19日	Ⅳ Ⅴ開示請求、問合せ・評価実施手続 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	保健福祉支援部　国保年金課　事業係、資格保険料係、滞納整理係、給付係 電話番号　03-3578-2111　内線2636、2643、2536、2640	保健福祉支援部　国保年金課　事業係、資格保険料係、収納相談支援係、給付係 電話番号　03-3578-2111　内線2636、2643、2650、2640	事後	組織改編のため
令和8年10月26日	Ⅰ　基本情報 1.特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の内容	②国民健康保険被保険者証等の発行に関する事務	②国民健康保険資格確認書等の発行に関する事務	事後	国保法改正のため
令和8年10月26日	Ⅰ　基本情報 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 Ⅲ　リスク対策	社会保険診療報酬支払基金(支払基金)	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(DX審査支払機構)	事後	名称変更のため
令和8年10月26日	(別添1)ファイル記録項目	保険証番号	資格確認書番号	事後	国保法改正のため

令和8年10月26日	（別添1）ファイル記録項目	記載なし	子育て所得割額、子育て均等割額、子育て年税額、子育て減免額、子育て納付額 子育て退職所得割額、子育て退職均等割額、子育て退職年税額、子育て退職減免額、子育て退職納付額	事後	国保法改正のため